令和3年度 第2回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和4年2月10日(木)午後1時30分~午後3時00分

場 所 豊明市役所 新館1階 会議室4,5

出席者 委員: 井澤知旦、伊藤洋、後藤学、酒井克俊、青木規久範、

長谷川寿一、原田一也、高木實、 貝吹彰則(代理出席 青木健太朗)

幹 事: 小串真美 行政経営部長、馬場秀樹 市民生活部長

宇佐見恭裕 経済建設部長

事務局: 中野都市計画課長、伊藤計画建築担当係長、

土谷主事、石川主事

担当課: 川島市街地整備課長、日比野計画推進担当係長

欠席者 委員: 若林二郎

1 会長あいさつ

2 議題

3 報告事項

- (1) 豊明市特定生産緑地の指定予定地区について
- (2) 豊明市立地適正化計画の変更について
- (3) 都市計画法第34条第12号の区域について
- (4) 都市構造再編集中支援事業の指標について

事務局: それでは、以降の進行は豊明市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき

井澤会長にお願いします。

会 長: 会議に入る前に傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望がありますか。

事務局: 傍聴希望者はおりませんでした。

会 長: それでは続いて、議事録署名者2名を選出いただきます。前回の議事録署名

人が原田委員と伊藤委員でしたので、今回は次席順の若林委員と高木委員ですが、若林委員が欠席のため、貝吹委員の代理である青木委員にお願いした

いと思いますが、いかがでしょうか。

委員: (各委員より異議なしの声)

会 長: では、今回の議事録署名者は、高木委員と青木委員にお願いいたします。

なお、議事録における発言者の氏名等の記載について、これまでどおり記載

しないことでよろしいでしょうか。

委 員: (各委員より異議なしの声)

会 長: それでは、氏名等は記載しないことにします。

では、改めまして会議を進めていきたいと思います。

本日の審議会では議題がありませんので、報告事項に移りたいと思います。

会 長: (1)豊明市特定生産緑地の指定予定地区について、事務局から説明をお願

いします。

事務局: (配布資料により説明)

会 長: 只今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

会 長: 確認になります。生産緑地の88筆ありますが、筆一覧表「22-87」で終わっ

ているため、87筆ではないでしょうか。

事務局: 筆一覧を見ていただくと「22-87」で終わっておりますが、途中で「23-1」と

いう筆番号が存在しており、この1筆を合計し、88筆となっています。

委 員: 特定生産緑地への指定予定内訳にて 75%が指定予定の割合となっています

が、筆数割合の数値あるいは面積割合の数値どちらの数値でしょうか。

事務局: 筆数割合の数値です。

委員: 筆ごとに面積が違うため、面積でも何%となったか教えてほしいです。

事務局: 面積では現在指定されている生産緑地の内、63%が指定をする予定です。

委員: 特定生産緑地は今年の12月から開始しますが、その前に生産緑地所有者が亡

- くなった場合はどうなるのでしょうか。また指定後の対応についても教えて

ほしいです。

事務局: 生産緑地の相続人に生産緑地として継続するか、買取申出を行うのか判断し

てもらいます。特定生産緑地指定以降に関しても、同様に相続人が継続をす

るか買取申出を行うか判断をしてもらいます。

会 長: 生産緑地所有者の年齢や今後の維持管理について調査はしていますか。

また買取申出は増加するのでしょうか。

事務局: 生産緑地所有者の年齢については把握をしていません。特定生産緑地へ指定

希望の有無を調査するにあたり、家族等と、生産緑地の今後の維持管理につ

いて話し合いをしてもらい、特定生産緑地へ指定するかしないかを申出して

もらっております。ただし中には高齢化に伴う死亡や故障で、買取申出をし

ているケースがあるため、今後、高齢化による買取申出が増加する可能性は

あると思われます。

委員: 特定生産緑地へ指定を希望するのは88筆であるとのことですが、平成4年に

生産緑地地区へ指定した筆からどれくらい筆数が減っているのでしょうか。

事務局: 平成4年に生産緑地地区へ指定した筆数は調べておりませんが、平成4年に

生産緑地地区へ指定した団地数は98箇所であり、そこから現時点に至るまで

団地数は減少しております。今回特定生産緑地に指定予定の団地数は40箇所

です。

会 長: 一通り質疑・応答がございました。では、質問やご意見もないようですので、 (1) 豊明市特定生産緑地の指定予定地区についてを終了します。

会 長: 続きまして、(2) 豊明市立地適正化計画の変更について、事務局及び担当課 から説明をお願いします。

事務局: (配布資料により説明)

会 長: 只今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

委員: 居住誘導区域内に含まれることで、市が行う公共事業に対し、国の優遇措置 や補助があるという話を聞いております。居住誘導区域に含まれることのメ リットを伺いたいです。

担当課: 居住誘導区域内に含まれるからと言って国の補助金がでるわけではないです。後ほど報告事項(4)でも説明いたしますが、都市構造再編集中支援事業を行う区域で都市機能誘導区域、居住誘導区域に対して国の補助金があります。立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定した上で、更に都市構造再編集中支援事業という豊明市ではノースセントラル地区の設定をし、重点的なハード面の整備の計画が、国の補助金の対象となります。

委員: 今回はノースセントラル地区に含められるため補助対象となっていますが、 他の居住誘導区域は補助がないということでしょうか

担当課: 今後市の施策として重点的なハード整備地区として位置づけることで補助の 対象となりますが、現時点ではノースセントラル地区のハード整備が補助事 業の対象となっています。

委員: 例えばノースセントラル地区と同時期に、他の地区を重点的なハード整備地 区として位置づけることで補助の対象となりますか。

担当課: 他地区を都市構造再編集中支援事業として位置付ければ、国の補助金の対象 となります。実際他市町村では行っている事例です。豊明市ではまず、ノー スセントラル地区を集中して行っています。

会 長: 一通り質疑・応答がございました。では、質問やご意見もないようですので、 (2) 豊明市立地適正化計画の変更についてを終了します。

会 長: 続きまして、(3)都市計画法第34条第12号の区域について、事務局及び担 当課から説明をお願いします。

事務局: (配布資料により説明)

委 員: 豊山地区の豊明-2.3.4 について、豊明-2 は㈱東郷製作所が建っていますが、 豊明-3 と豊明-4 は何か予定があるのでしょうか

担当課: 豊明-2 は㈱東郷製作所だけでなく他の企業もあります。豊明-3 は㈱東郷製作所の拡張に伴って指定されています。豊明-4 に関しても企業が建てる予定があります。

委員: 都市計画法第34条12号の申出区域から愛知県指定区域に移行することによ

って、どう違ってくるのでしょうか。

事務局: 愛知県の指定区域としての管理が厳しくなると思われます。申出区域の場合は都市計画マスタープランの産業ゾーンであることを基に、愛知県に申請を受理してもらうのですが、今後は愛知県の指定区域としてもらうにあたり、愛知県により厳しく審査がされます。

委員: 愛知県の管理が厳しいというのはどういったことでしょうか。

事務局: 今回の法改正によって、災害ハザードエリアが含まれてはいけないという理由から、災害危険区域の観点において、愛知県の管理が厳しくなります。またハザードエリアの見直しがあればその都度指定区域も見直しをする必要があります。

委員: 名古屋岡崎線の拡張によって、都市計画法第34条12号の区域は増えてくる 可能性はあるのでしょうか。

担当課: 都市マスタープランで産業ゾーンとなっていなければ、都市計画法第34条12 号の区域として指定できないです。現時点では、柿ノ木工業団地をはじめと した、現状の産業ゾーン以外では、広げる予定はありません。

委員: 新左山地区すべてが浸水想定最大規模3.0~5.0m未満となるのでしょうか。

担当課: 一部が対象となるが、愛知県条例に基づき、一旦全ての指定区域を外す必要 があります。

委 員: 再指定は可能なのでしょうか。

担当課: 面積や道路等の条件が合えば再指定は可能です。

事務局: 補足ですが、愛知県の条例改正が施行される令和4年4月からは、一部の指 定区域を外すことができます。

会 長: 一通り質疑・応答がございました。では、質問やご意見もないようですので、 (3) 都市計画法第34条第12号の区域についてを終了します。

会 長: 続きまして、(4)都市構造再編集中支援事業の指標について、担当課から説明をお願いします。

担当課: (配布資料により説明)

会 長: 現時点では、間米南部地区に関して、豊明ノースセントラル事業地区に入っていますか。

担当課: 今年の3月末に市街化区域に編入され、将来的には含まれる予定となっております。

委員: 目標を定量化する4つの指標は、国から指定された指標があるのでしょうか。 また、指標を達成しないと補助金に影響はあるのでしょうか。

担当課: 指標は市で設定しております。ただし、まちづくり目標を観測できる指標を作ることとして、国からの指導があります。指標を達成する意気込みで事業を行いますが、中にはどうしても達成できない場合もあります。その場合は達成できなかった理由を分析及び明確にし、今後の事業へつなげ、改善をし

ていくことで、補助金に影響するということにはなりません。

委員: 豊明市全体を見たときに、何故ノースセントラル地区だけに補助事業を活用している印象ですが、補助金の上限いっぱいに使っているのでしょうか。他の地区でも同様に補助は受けられるのでしょうか。予算の条件等をふまえて、他の地区でも補助金はもらえないのでしょうか。

担当課: 国の予算上限はありますが、市の要望どおりに補助金はもらえています。まずはノースセントラル地区を集中して行っていきます。また他の地区に関しては、道路整備や公園整備などの補助事業を活用していますが、都市構造再編集中支援事業は補助率が高いためノースセントラル地区として指定をしております。

委員: 豊明ノースセントラル事業地区について、共生交流プラザに関する補助金が 多く、施設を改修ための補助事業と認識してよろしいでしょうか。

担当課: 施設単体としての補助事業ではなく、ノースセントラル地区のように地区を 指定し、街全体として整備をしていく計画をたてなければいけないです。

委員: 既存施設についても、今後補助金を活用していくのか。

担当課: 既存施設を長寿命化して有効活用していくことが前提だが、今後状況に応じて補助事業を活用した改修も検討していきます。

委員: 間米南部地区も3月末に市街化編入される予定だが、ノースセントラル地区 には、市街化編入時か、区画整理事業が終わった後に入れるのでしょうか。

担当課: 区画整理事業を進めるにあたって、補助金が必要であるため、来年度には入れる予定です。

会 長: 全体を通じて、各委員から質問等ありますでしょうか。

委 員: ノースセントラル地区において、公園整備がありますが、どのような整備を 予定していますか。

事務局: 皿池公園と善波公園の改修を行います。地元の方から要望を聞き改修を行う 事業です。

委 員: 補助事業を活用した改修について知ることができ、とても有意義でありました。

委 員: ノースセントラル地区において、整備が進んでいくが、他の地区に関しても 道路の整備を滞りなく行ってほしいです。

委 員: 施設の改修については優先順位があると思うが、継続的に改修を検討してほ しいです。

委員: ノースセントラル地区において、交通安全満足度の指標の内容について変更 見直しは可能でしょうか。定義に記載されている安全対策に重視した内容だ と、信号等、交通規制を増やすと交通渋滞が増える可能性があります。バラ ンスをとった対策を取った方が良いのではないかと思います。

担当課: この指標は市の総合計画の目標であるため、変えることは出来ません。

幹 事: ただ、交通規制を増やすというわけでなく、今現在の交通規制が適切かどうかを、街づくり指標のアンケートでは確認した上で検討しています。 いただいた意見のとおり、規制するだけでなく他のアプローチ方法を検討す

る必要もあると思います。

会 長: 一通り質疑・応答がございました。では、質問やご意見もないようですので、

(4)都市構造再編集中支援事業の指標についてを終了します。

以上で本日の報告事項は終了となります。

会長: その他、事務局から何かありますでしょうか。

事務局: 特にありません。

会 長: では、他にないようですので、本日の議事等は全て終了いたしました。

議長の務めを、事務局にお返しします。

委員の皆様には、長時間に亘りご審議・ご意見いただきましてありがとうご ...

ざいました。

事務局: 本日の会議録につきましては、会議録署名者及び会長にご確認いただきましたら、委員の皆様に郵送させていただきます。

次回の令和 4 年度第 1 回豊明市都市計画審議会は令和 4 年 7 月頃を予定して おります。

これをもちまして、令和3年度第2回豊明市都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後3時00分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長

署名

署名